

# 幼稚園教育要領、保育所保育指針、 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 改訂(定)とこれからの保育

松島のり子

(大学教員)

## 保育という営み

今を生きる子どもは、将来の大人でもある。保育や教育は、日々の生活の中で人と人とかかわりあう間に成り立つ人間の営みであり、一瞬一瞬の積み重ねが、子どもの育ちを導く。今日一日が将来をすべて決定づけるわけではない。しかし、未来は常に現在の先にある、今日と連なっている。人間が相互に影響しあい展開される一日一日の保育は、一人ひとり子どもにとって大切な意味を持っている。

二〇一七年三月、「幼稚園教育要領」「保育

所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂(定)告示された(以下、まとめて記すときは「要領・指針」とし、改訂(定)は「改定」とする)。二〇一八年四月に施行される。

今回の改定にも多くの人々が携わっており、考えを寄せあい、練りに練って検討された過程がある。改定に伴う変更点やその解説については、数多く刊行されているガイドに譲り、本稿では、今後の保育を考える一助となることを目指しつつ、筆者が巡らせた考えを記すこととしたい。

## 法律のはやまり

今回同時に改定された要領・指針の検討の過程では、互いの整合性確保に留意<sup>注1</sup>された。その結果として、例えば「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、三つともに記載されている。また、幼稚園・保育所・認定こども園すべてに共通する対象である三歳以上児に関して、五領域の「ねらい」「内容」「内容の取扱い」の記述は、ほぼ同様である。目に付く違いといえば、保育者を示す「教師」「先生」「保育士」「保育教諭」、子どもを示す「幼児」「子ども」「園児」、それぞれの使い分けを挙げることができる。

内容面での整合性を図りながら、徹底してそろえない用語の使い分けも法律の違いゆえであろうか。内容がそろえられただけに、ささいな違いがかえって際立つ。そのことが、幼稚園・保育所の関係、そして認定こども園が加わった保育施設の関係をめぐる積年の課

題の根深さを反映しているようにも思われる。

## 相互補完的な要領・指針の関係

「保育所保育指針」改定に向けて「社会保障審議会児童部会保育専門委員会」の委員長を務めた汐見稔幸によると、今回の改定の「重要ポイント」は次の三つである。

- ① 養護の重要性の再認識
- ② 幼児教育への新視点の導入
- ③ 保育の質の向上のための努力<sup>注2</sup>

しかし、これらは「最重要」とされるにもかかわらず、要領・指針の中で関連する内容が言及されていたりいなかったりする。各施設の根拠法令の違いゆえに、記載の有無も含めて相違が生じているという<sup>注3</sup>。主な点をまとめると次ページの表のようになる。

幼稚園、保育所、認定こども園は、養護という保護的要素も持ちあわせた（幼児）教育としての保育を担う場である。（今回の改定では、要領・指針において強調されたという変

※	項目	幼稚園 教育要領	保育所 保育指針	幼保連携型認定 こども園教育・ 保育要領
②③	前文（幼児期の教育の位置づけ）	○	—	—
①	養護（生命の保持と情緒の安定）	—	◎	○
②	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	○	○	○
②	資質・能力の3つの柱	○	○	○
②	主体的・対話的で深い学び	○	—	○
③	カリキュラム・マネジメント	○	—	○
③	職員の資質向上	—	○	—

「○」は記載あり。※欄は最重要ポイントとの関連を示す。

化はあるもの（）これまでもそうであった。そうした保育にかかわる人々が、子どもたち一人ひとりの確かな育ちにつながるために、より良い保育を目指し日々努力している。

下「十の姿」は、五領域に基づいて十項目に整理されたものであり、小学校教育との接続強化を期して明記された背景がある。家庭への周知も念頭に置かれていた。<sup>註4</sup>

この「十の姿」について「育ってほしい」と願う主語には、社会、保育者、小学校教諭、大人など多様な主体が考えられる。どれもが該当し得る曖昧さと可能性から、現在の日本における子ども観の一端がうかがわれるとともに、子どもたちにもどのような保育をしていくかを問う余地をもたらししているようにも思われる。

また「十の姿」は、明記されたことによるわかりやすさに反し、その解釈や認識においては難しさを伴っている。

改定された要領・指針は、相補いあう関係にあることに鑑みると、各要領・指針を通して学ぶことに加えて、施設の違いを越えた交流や対話も意味を持つと考えられる。

## 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」考

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（以

要領・指針には、幼児期の終わり——小学校就学時の「具体的な姿」として、保育者が指導する際に考慮するよう記されている。保育の計画、実践、評価等においても保育者に意識されるであろう。「育ってほしい」とい

う願いが込められた「十の姿」をいかに捉えるかは、考えだすと大いに議論の余地がある。保育には、子ども理解が不可欠である。保育は、目の前の子どもの実態に応じて実践される。多様な主体が求めていると想定できる「十の姿」が明文化されたとしても、保育は保育に携わる人々と子どもたちによつて創造されていく。あくまでも、目の前の子ども一人ひとりの姿を丁寧に捉えていくことが基本となることを、忘れずにおきたい。

## 豊かな保育と子どもの育ちを目指して

新しい要領・指針をよりどころとするこれからの保育は、これまでの保育の蓄積の上から実践される。要領・指針の改定を受けて日々の保育にどう臨むか、今まさに問われている。秋田喜代美は、「新指針や新要領が、保育の質にどうつながるかを自分事として考えることの重要性に言及している。幼稚園・保育所・認定こども園は、共に保育を担うから

こそ、制度や施設の垣根を越えた対話ができ、互いの良さを生かした保育のさらなる向上が可能なのではないだろうか。そうした契機としても今回の改定を受けとめ、これからの保育を考え続けていきたい。

### 注

1 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」pp.72 - 83、社会保障審議会児童部会保育専門委員会「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」

2 いずれも二〇一六年十二月。  
汐見稔幸『2017年告示 新指針・要領からのメッセージ さあ、子どもたちの「未来」を話ませんか』小学館 二〇一七年 p.126

3 同右 pp.48 - 126

4 前掲中央教育審議会答申 p.78

5 秋田喜代美『保育の心意気 続々保育の心もち』ひかりのくに 二〇一七年 pp.142 - 143